

ARTICLE

やまぐち若者MY PROJECTの実践 — やまぐち未来アカデミアより —

公益財団法人山口県ひとづくり財団
県民学習部生涯学習推進センター所長 藤村 寿

1 はじめに

(1) 財団設立の経緯

平成16年4月、「財団法人山口県教育財団」（昭和42年4月設立）を母体に各種人材育成機関を一体化した「財団法人山口県ひとづくり財団」が設立された。その後、平成20年12月からの公益法人制度改革に伴い、その設立趣旨や実施事業等を踏まえ、平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行した。

(2) 中期事業計画

当財団は山口県が平成18年度から導入した指定管理者制度に基づき、山口県セミナーパーク[※]をはじめとする県有施設の指定管理者として管理運営を行ってきた。

現在、当財団の目的である「山口県

の未来を拓くひとづくり」を計画的に推進するため策定した中期事業計画（令和3年度～7年度）に基づき財団運営を行っている。

その中で、令和3年3月、県が策定した「山口県新たな時代の人づくり推進方針」（以下、推進方針）に即して、行政、地域、学校等との連携を図りながら、ふるさと山口に誇りと愛着を有し、高い「志」と「行動力」をもって、地域や社会の課題を自ら発見、他者と協働しながら解決し、新たな価値を創造できる人材を育成するための事業展開を行っている。

[※]山口県セミナーパーク・県や市町職員及び教育関係職員並びに県民が研修・学習及び交流を促進するための山口県の施設



藤村 寿
（ふじむら ひさし）
1990年から山口県教育庁社会教育課でアウトワードバウンドスクール（OBS）の教育手法を活用した青少年自然体験活動に携わる。やまぐち総合教育支援センター（子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター部長）等を経て、2019年から現職。日本精神分析学会、日本心理臨床学会、日本生涯教育学会正会員。山口県子ども会連合会専門委員。

(3) 組織

組織としては、本部に管理部、県民学習部、自治研修部があり、管理部は財団全体の統括、施設管理を担っており、総務課（奨学センター）及びスポーツ交流村・秋吉台青少年自然の家・十種ヶ峰青少年自然の家・由宇青少年自然の家、埋蔵文化財センターの各管理事務所と施設課からなる。また、県民学習部には生涯学習推進センター、環境学習推進センターがあり、生涯学習と環境学習を中心にソフト事業を担っており、自治研修部は県市町職員研修を担っている。

2 新たな時代の人づくりについて

(1) 推進方針

山口県は、人口減少や少子高齢化、

急速な技術革新、グローバル化が進展するなど、従来の延長線上にはない、将来の予測が困難な状況にある中において、山口県の将来を担い、未来を切り拓いていく若者たちが、困難な課題に果敢に挑戦し、乗り越えていく力を備えることができるよう、県の人づくりの指針となる「山口県新たな時代の人づくり推進方針」を策定した。

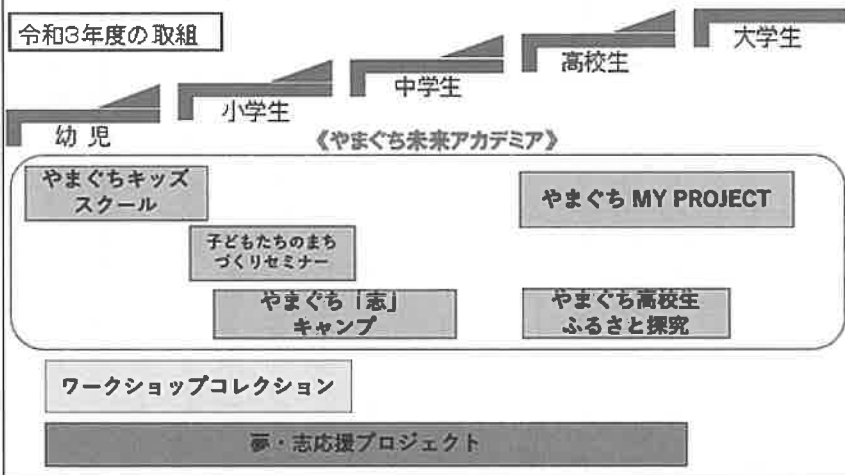
また、推進方針で示したこれからの人づくりの目指すべき方向性を、市町はもとより、学校や地域、関係する施設や団体、企業等としっかりと共有し、連携・協働を図りながら、取組を力強く進めていくこととしている。

(2) 推進体制

「推進方針」に沿って、県内の様々な関係者が目指すべき人づくりの方向性や課題認識を共有し、一体となって取組を推進していくため、令和3年8月1日、全県的な連携・協働組織である「山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク」が創設された。県の新たな時代の人づくり推進室と当財団がこのネットワークの事務局となっており、会員は「人づ

新時代を創造する若者育成事業の推進（山口県ひとづくり財団）

ふるさとの歴史や伝統・文化及び先人たちの「志」と「行動力」についての学習、並びに地域や社会が抱える課題等を発見し、他者と協働して解決する力を育むため、発達段階に応じた取組を推進する



【やまぐち未来アカデミアの概念図】

の「志」と「行動力」を学ぶとともに、地域や社会が抱える課題等を発見し、他者と協働して解決する力を育むため、発達段階に応じた取組を推進する」ことを目的として、幼児から大学生を対象とする様々な事業を展開しており、それらを総称して「やまぐち未来アカデミア」としている。これらの事業ではシームレスな（切れ目のない）若者の育成を目指しており、各事業の講師等については地元関係団体を中心に依頼している。

令和3年度の「やまぐち未来アカデミア」の各事業について紹介する。

【目的】

自然体験・ものづくり・科学実験等の体験プログラムに異年齢グループで取り組み、生命や自然を大切に心や思いやり、感性、ふるさとへの愛着を育むとともに、好奇心、探究心を伸ばす。また、他者を理解し、互いを尊重し合う気持ちを育む。

【対象・定員・回数】

幼児・小学生及びその保護者 60